

令和4年広審第33号

裁 決

モーターボートA漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年5月5日06時05分

愛媛県小島北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

漁船B

総 ト ン 数	0.6 トン
登 録 長 6.85メートル	6.05メートル
機 関 の 種 類 電気点火機関	ディーゼル機関
出 力 183キロワット	17キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室前部右舷側にレーダー、GPSプロッター、魚群探知機、舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.15メートル船尾0.60メートルの喫水をもって、令和4年5月5日01時00分広島県須波港を発し、愛媛県小大下島北西方沖合の釣り場で釣りを行ったのち、05時45分同釣り場を発進し、同県波方港沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、06時03分少し過ぎ来島中磯灯標（以下「中磯灯標」という。）から319度（真方位、以下同じ。）1.3海里の地点で、針路を118度に定め、折からの潮流により左方に3度圧流され、16.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a受審人は、正船首830メートルのところ、Bを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから、漂泊していることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、水深が徐々に浅くなったので、GPSプロッターで水深を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、06時05分中磯灯標から332.5度1,690メートルの地点において、Aは、

原針路及び原速力のまま、その左舷船首部がBの船首に前方から28度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好で、衝突地点付近には流向086度及び流速1.8ノットの潮流があった。

また、Bは、船体後部に操舵区画を設け、同区画に魚群探知機及び機関遠隔操縦装置、舵柄をそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として金属製の笛を備えた、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が単独で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同日05時00分愛媛県今治港第3区を発し、小島北西方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、05時15分前示漁場に到着したのち、流し釣りと潮上りを繰り返しながら操業し、05時55分中磯灯標から318度1.1海里の地点で、船首が西方を向き、機関を中立運転として漂泊を開始し、折からの潮流により086度の方向に1.8ノットの速力で圧流されながら操業を再開した。

b受審人は、操舵区画右舷側で椅子に腰を掛けて流し釣りをを行い、05時58分右舷船首方1,400メートルのところに、東行するAを初認し、06時03分少し過ぎ中磯灯標から330度1,720メートルの地点で、船首が270度を向いていたとき、同船が右舷船首28度830メートルのところとなり、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、自船が漂泊して流し釣りを行っていたので、航行する他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、06時05分僅か前至近に迫ったAを認め、機関を後進にかけたものの、効なく、Bは、船首が270度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に破口を生じ、のち廃船処理され、Bは、右舷船首部外板に亀裂等を生じたが、のち修理された。

(航法の適用)

本件は、海上交通安全法が適用される小島北西方沖合において、波方港沖合の釣り場に向けて航行中のAと操業のために漂泊中のBとが衝突したものであるが、同法には、本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、小島北西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、小島北西方沖合において、波方港沖合の釣り場に向けて航行する場合、他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、水深が徐々に浅くなったので、GPSプロッターで水深を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わ

なかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、小島北西方沖合において、操業のために漂泊中、右舷船首方に東行するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船が漂泊して流し釣りを行っていたので、航行する他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年6月27日

広島地方海難審判所

審判官 山本哲也